

仕 様 書

1. 件名

「東京手仕事」プロジェクト普及促進

「MAISON & OBJET 2019 9月展」におけるブース設営・輸出業務等業務委託

2. 目的

「東京手仕事」プロジェクト普及促進の一環として「東京手仕事」ブランドの海外発信、支援商品の国際販路の開拓、普及促進を目的に海外展示会「MAISON & OBJET 2019 9月展」に出展する。本展示会に出品する支援事業者（以下、支援事業者という）及び商品の PR、新規取引先開拓、販路拡大、認知度向上を推進し、海外における販路の確保と流通システムの構築を図り、販売促進することで、支援事業者の持続的な成長と自立につなげていく。

なお、業務履行については、以下に記載の当事業公式ホームページを参照し、事業理念などを踏まえて実施にあたること

「東京手仕事」プロジェクト公式サイト

ブランドサイト : <https://tokyoteshigoto.tokyo/>

参加事業者サイト : <http://tokyo-craft.jp/https://tokyoteshigoto.tokyo/>

3. 展示会名・日時・場所

(1) 展示会名 : MAISON & OBJET 2019 9月展 (メゾン・エ・オブジェ)

(2) 日時 : 令和元年9月6日(金)～10日(火) 9時30分～19時 (10日は18時まで)

※ 設営は、9月4日(水)、搬入・展示は、9月5日(木)を予定

※ 搬出は、9月10日(火)18時以降を予定

(3) 場所 : Parc des Expositions de Paris Nord Villepinte , France , Paris

(4) 展示スペース (予定) : MAISON & OBJET 出展 (ホール5) スペース 70 平米

(5) 展示商品 :

「東京手仕事」プロジェクト普及促進の支援対象商品 (別紙 1) 及び支援事業者既存商品・主催者オファー商品 (後日、公社より配布)

なお、輸出商品物量は 15 m³ (=1,200kg 程度) とする。

4. 委託内容

(1) ブース設営・輸出業務等

① MAISON & OBJET 会場ブース設計並びに施工と施工監理

(ア) 会場ブース設計にあたり施工図面、パース図を提出のこと

(イ) 展示会場のブース設計、デザイン及び施工、施工監理、解体撤去と廃棄材処分

(ウ) ディスプレイに必要な小物、備品の調達手配

(エ) 会期前日から会期最終日までの閉会後のブース内の夜間警備 1 名手配

(オ) その他詳細は別紙 2 図面参照のこと (尚、会場施工の仕様については主催者指定施工監理会社のレギュレーションに基づき変更される場合があるのでその際は対応できるよう積算すること)

② MAISON & OBJET における日本⇄フランス間の輸出入及び通関業務及びフランス国内輸送業務 (会場への搬入、搬出は、貨物到着時間の指定をおこない現場施工との連携を図ること)

(ア) 展示商品、展示に関わる備品についてはカルネ扱いとし、会場内で配布するカタログ等については通常の輸出手続きをおこなうこと

(イ) 出展する事業者の輸出入に関わる諸手続きの代行 (成約時のインボイス、輸出関係書類作成も含む) をおこなうこと。展示商品は出荷前と還送後の検品をおこない、商品破損や数量不足の

確認をおこない、事故などが発生した場合は受託者の委託費用で補償をおこなうこと

- (ウ) 輸送貨物には損害保険及び外航貨物海上保険を付すること
- (エ) 全出展事業者を訪問し面談の上、会場での取引条件（国際物流・受発注システム・在庫管理・営業方法・価格・支払条件・輸送手段・納期・発注ロット等）を確認すること。また、出展事業者の訪問面談時には、輸出手続きの説明も合わせておこなうこと
- (オ) 会場への搬入は、9月4日（予定）、会場からの搬出は、9月10日の19時以降（予定）を指定すること。（詳細は仏主催者 SAFI の指示に従うこと）また、搬出入時の作業員を確保すること
- (カ) 上記を踏まえ、商品情報シート（商品の取引と仕様に関する必要情報を全てまとめたもの）の作成をおこない、公社職員や販売代行業者、通訳等関係者に共有すること（必要情報は公社と協議して決定すること）
- (キ) 出展事業者の展示商品受取時は預かり証を発行し事業者に渡すこと

5. 見積算出方法

下記内訳ごとの見積もりおよび総合計金額を提示すること

下記 No. 1～4 の項目詳細は別紙 2 参照のこと

No.	項目
1	壁床工事
2	グラフィック壁造作工事
3	電気工事（照明用トラス吊込含）
4	造作什器工事及びリース家具手配
5	解体撤去処分・資材等運搬費
6	会期中のブース警備（夜間）
7	輸出入時の国内保管、配送費用
8	輸出、還送時の航空運賃（日仏間）
9	現地（仏）保管、配送費用
10	一般貨物輸出費用(カタログ等) ※1
11	外航貨物海上保険 ※2
12	カルネ等輸出入取扱手数料
13	取引に関する代行業務
14	その他

※1 カタログ数量は 400 冊（=400Kg）とする

※2 Invoice Amount 1,200 万円を想定

6. 応募参加資格

次に掲げる要件を原則としてすべて満たす者であること

- (1) 東京都における平成 31・32 年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で「委託種目 120・催事関係業務」または「その他」で登録があり、ともに「C」以上に格付けされているものであること
- (2) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと
- (3) 東京都暴力団排除条例（平成 23 年 3 月 18 日東京都条例第 54 号）に定める暴力団関係者または東京都が東京と契約関係暴力団等対策措置要綱第 5 条第 1 項に基づき排除措置期間中の者として公表した者（ただし、排除措置期間中に限る）でないこと

7. 履行場所

（公財）東京都中小企業振興公社（以下、「公社」と言う。）が指定する場所

8. 契約期間

契約確定日の翌日から令和元年 11 月 30 日（土）まで

9. 所有権・著作権等の帰属

本仕様書に記載されている委託業務（仕様内容）に関して、受託者が作成、収集したすべての成果物（最終成果物だけでなく製作途中の素材等も全て含む）の所有権及び全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む）は、公社に帰属する。又、受託者は全ての成果物に関し、公社及び公社が許諾した第三者に対し著作権者人格権を行使しないものとする。

10. 再委託の取扱い

- (1) 受託者は、委託業務の全部または主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、予め書面により公社の承認を得たときにはこの限りではない。
- (2) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

11. 契約事項の遵守・守秘義務

- (1) 本契約業務の実施に当たっては、条例、規則、関係法令を十分に遵守するほか、契約書に記載の事項に従って処理すること
- (2) 本契約業務の履行により知り得た個人情報は公社の保有個人情報であり、その取り扱いについては、別紙 3「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。

12. 暴力団等排除に関する特約条項

暴力団等排除に関する特約条項については、別紙 4 に定めるところによる。

13. 環境に良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に務めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること

14. 支払い方法

履行確認後、適法な支払請求書を提出した日から 30 日以内に指定口座に払い込むものとする。

15. その他

- (1) この仕様書に疑義が生じた場合は、その都度、公社と協議し定めることとする。
- (2) 輸送スケジュールについては、後日、公社と打ち合わせの上、決定し、全体のスケジュールを提出すること
- (3) 契約金額には、本仕様書に定めるもののほか、本業務の履行に必要となる一切の経費を含む
- (4) 外貨は会期最終日 2019 年 9 月 10 日の TTS レートで円貨換算することとし、1 ユーロ 140 円を上限とすること
- (5) 契約記載額は案、上限レート 140 円で締結し、会期最終日 2019 年 9 月 10 日の TTS レートをもって請求額（契約額）とする。
- (6) 請求書には、円貨換算時の為替相場を記載すること。

16. 連絡先

(公財) 東京都中小企業振興公社 総合支援部 城東支社
電話 03-5680-4631 FAX 03-5680-0710